高校生等への修学支援について

平成29年7月7日全国知事会

- I 平成26年度の制度改正の効果
- Ⅱ 平成26年度の制度改正の影響・課題

資料1:平成27年度高等学校等就学支援金受給資格者数(私立)

資料2:事由別中途退学者数の構成比の推移

(平成28年7月 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査)

資料3:平成27年度『高校生等奨学給付金』給付実績

資料4:全国知事会要望(案)

I 平成26年度の制度改正の効果

1 就学支援金制度

中低所得世帯の経済的負担が軽減

〇制度改正による<u>加算区分の拡大</u>により、私立学校については、中低所得世帯の教育費に係る経済的負担が軽減されたと考える。(資料1)

受給資格者数(a)	2, 5倍加算	2倍加算	1. 5加算	基準額	計	
文和貝恰有数(a)	102,535	71,206	157,874	203,646	535,261	
対象者数(b)	809,884					
支給率(a/b)	12,7%	8, 8%	19, 5%	25, 1%	66, 1%	

出典: 平成27年度高等学校等就学支援金受給資格者数(私立)

- 〇 経済的理由による中途退学者は、
 - ・平成22年度の制度創設により、全国的には減少していると考えられる。(資料2)
 - ・平成26年度の制度改正による効果は明らかでないが、資料2を さらに分析することでその効果を検証することは可能と推測。
 - ※事由別中途退学者数の調査は、平成25年度より集計手法が変更され、新たに通信制も集計に含むこととなった。集計の結果、中退者の率は増加に転じている。

調査票では「全日制」、「通信制」それぞれの人数が把握できるため、平成24年度までと同じ条件で再集計することで、中途退学者の動向にどのような影響・効果があったかを把握することは可能と推測。

(参考)秋田県における貸与型奨学金の推移

- 〇 平成20年度をピークに貸与者数は減少。
- 〇 貸与者数は、平成23年度で前年度比20ポイント減、28年度で 前年度比11ポイント減となっており、就学支援金制度の導入、改 正の影響が出ている。

	自 宅	自宅外
公立	18,000円	23,000円
私立	30,000円	35,000円

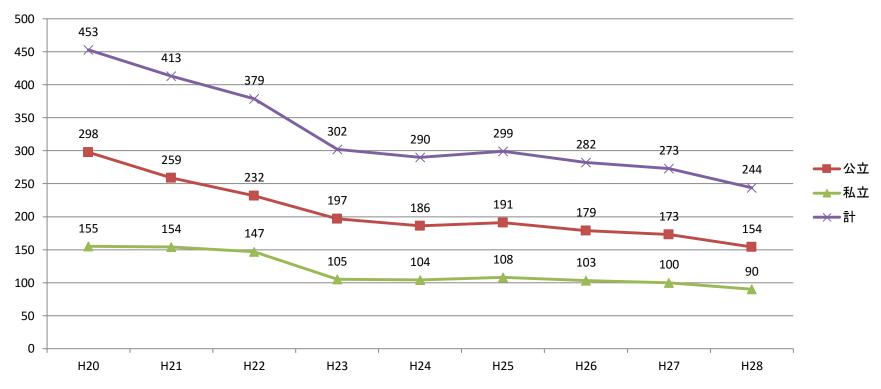
貸与枠 500人(在学320人、予約100人、緊急80人)

〇高等学校等奨学金貸与者数

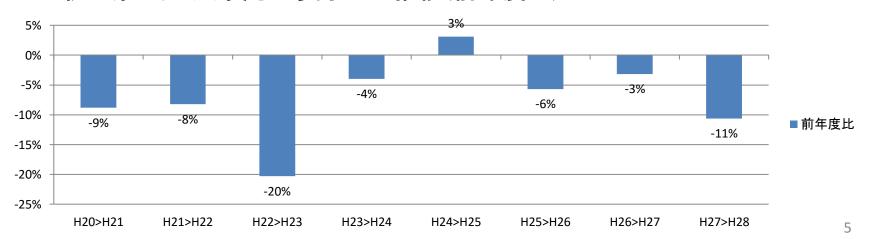
単位:人

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
公立	298	259	232	197	186	191	179	173	154
私立	155	154	147	105	104	108	103	100	90
計	453	413	379	302	290	299	282	273	244

〇秋田県における貸与型奨学金の推移(貸与者数)



〇秋田県における貸与型奨学金の推移(前年度比)



2 奨学のための給付金制度

〇 平成26年度の新たな制度創設であることから、 対象世帯(生活保護世帯、市町村民税所得割非 課税世帯)の教育費に係る経済的負担の軽減に 一定程度寄与したといえる。(資料3)



- 平成27年度給付実績 → 全国 303,800人
- 高等学校就学支援金対象生徒数に占める割合 → 12,8% (秋田県:17,9%)

Ⅱ 平成26年度の制度改正の影響・課題

1 就学支援金制度

(1)支援金制度の今後の方向性

- 各都道府県における公立、私立高校の立ち位置、運営状況や、各自治体を取り巻く経済環境、財政事情、県民所得等の条件が異なることから、支援への優先順位については地域差が見られる。
- 総体的には、低所得世帯層への支援を拡充すべきとの要望が多い。

- (2)支給月数に関して修学年限超過部分や単位超過部分が対象外となっていること
 - 病気休学等の理由で就学支援金支給月数の上限に達した 生徒については、それ以降卒業までに要する授業料が生徒の 自己負担となっており、特に、低所得世帯層にとっては大きい 負担となっている。

- (3)マイナンバー制度を利用した事務処理システムの導入について
 - 高等学校等就学支援金事務処理要領(新制度)により、就学 支援金の認定権限を学校長に委任している都道府県もあること から、都道府県の実情に合わせて、各学校でもマイナンバー入 力処理ができるよう、柔軟なシステム構築とすること。

2 奨学のための給付金制度

- (1)第1子と第2子の給付額に差があること
 - 給付額の差は縮小されつつあるが、第1子と第2子 以降の区別なく給付額は同額とすること。
 - 同額とすることで、申請時の添付書類も削減となり、 生徒・保護者、学校、都道府県の事務負担の軽減につ ながる。
 - ※なお、平成26年度の制度創設時は、全日制等、通信制をれぞれ、第1子と第2子以降の給付額に差があったが、通信制は平成27年度から給付額の差が解消され一本化されている。

(2)保護者の住所地に申請する現行制度では、他都 道府県の高等学校に通学する生徒の把握が難し く、申請漏れが生じていること

○ 現行では、保護者等の住所地である都道府県へ申請し 給付金を受給する仕組みとなっているが、他の都道府県の 高等学校等へ通学する生徒の保護者の把握が難しいことか ら、申請漏れの生徒が存在する。

就学支援金制度と同じように、生徒が在学している学校の有る都道府県に申請し給付できる制度としていただきたい。

- 3 共通事項(就学支援金と給付金に共通する課題)
 - (1)生徒・保護者の利便性の向上と、学校・都道府県 の事務手続きの簡素化
 - 2つの制度ともに、申請時、受給資格審査時期が集中していることに加え、提出書類等も多く、生徒、学校、都道府県の事務負担が大きく、負担軽減に関して、一層の見直しが必要である。

(例:奨学給付金の第1子と第2子以降の支給額を同額とすることで扶養状況の確認が簡素化できること等)

(2)所得の判断基準のあり方 世帯の収入把握のために市町村民税所得割額 を活用することについて

○ 世帯の所得を確認する手法としては他制度においても利用されており、又、生徒・保護者、学校、都道府県担当者にとっても分かりやすいことから、市町村民税所得割額を利用することは適当であると考える。

(例:保育料徴収基準、介護保険料の算定基準等)

○ 制度改正後3年経過し、ようやく学校、都道府県にも制度が浸透してきているため、他の手法に変更するとかえって、生徒・保護者、学校、都道府県等の混乱につながると考える。

平成27年度 高等学校等就学支援金受給資格者数(確定値)(私立)

No.	都道府県名	生徒数 (7月1日現在)	受給資格者数	支給率
1	北海道	30,360	23,818	78.5%
2	青森県	6,416	5,954	92.8%
3	岩手県	4,890	4,138	84.6%
4	宮城県	12,531	9,452	75.4%
5	秋田県	1,717	1,463	85.2%
6	山形県	6,223	5,454	87.6%
7	福島県	9,532	7,095	74.4%
8	茨城県	22,142	15,980	72.2%
9	栃木県	12,813	9,639	75.2%
10	群馬県	9,213	7,471	81.1%
11	埼玉県	41,069	23,868	58.1%
12	千葉県	35,458	22,560	63.6%
13	東京都	129,460	60,142	46.5%
14	神奈川県	49,715	24,422	49.1%
15	新潟県	8,932	7,070	79.2%
16	富山県	4,066	3,352	82.4%
17	石川県	5,969	4,489	75.2%
18	福井県	4,309	3,361	78.0%
19	山梨県	5,797	3,940	68.0%
20	長野県	8,679	6,453	74.4%
21	岐阜県	9,752	7,084	72.6%
22	静岡県	23,112	17,502	75.7%
23	愛知県	47,513	34,500	72.6%
24	三重県	9,348	6,342	67.8%

都道府県名	生徒数 (7月1日現在)	受給資格者数	支給率
滋賀県	5,748	4,306	74.9%
京都府	21,969	14,927	67.9%
大阪府	77,913	55,387	71.1%
兵庫県	27,218	17,197	63.2%
奈良県	10,841	6,674	61.6%
和歌山県	3,315	2,078	62.7%
鳥取県	2,406	2,011	83.6%
島根県	3,116	2,554	82.0%
岡山県	11,758	9,324	79.3%
広島県	25,826	11,964	46.3%
山口県	7,914	6,834	86.4%
徳島県	646	344	53.3%
香川県	4,353	3,545	81.4%
愛媛県	7,298	5,939	81.4%
高知県	6,008	2,915	48.5%
福岡県	38,497	28,509	74.1%
佐賀県	4,079	3,143	77.1%
長崎県	8,864	7,107	80.2%
熊本県	12,675	10,491	82.8%
大分県	5,730	5,003	87.3%
宮崎県	6,875	5,691	82.8%
鹿児島県	13,442	10,990	81.8%
沖縄県	4,377	2,779	63.5%
合計	809,884	535,261	66.1%
	滋京大兵奈和鳥島岡広山徳香愛高福佐長熊大宮鹿沖賀都阪庫良歌取根山島口島川媛知岡賀崎本分崎児縄県府府県県山県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県	Table Ta	次回 大分県 1,306 1,4027

受給資格者数(a)	2.5倍加算 (297,000円)	2倍加算 (237,600円)	1.5倍加算 (178,200円)	基準額 (118,800円)	計	
~4HX H H JA (4)	102,535	71,206	157,874	203,646	535,261	
対象生徒数(b) (7月1日現在)	809,884					
支給率(a/b)	12.7%	8.8%	19.5%	25.1%	66.1%	

[※] 受給資格者数は、7月認定時において受給した者の実数である。

出典:平成28年度第1回都道府県私立学校主管部課長会議配布資料

[※] 生徒数(母数)はH27.7.1現在の認定状況調査による新制度対象者(1,2年生)数である。

事由別中途退学者数の構成比の推移

(単位:%)

					(単位:%)			
	学業不振	学校生活·学 業不適応	進路変更	病気・けが・ 死亡	経済的理由	家庭の 事情	問題行動等	その他
57年度	19.1	19.2	17.8	6.2	5.4	9.1	12.4	10.8
58年度	14.8	23.4	21.8	5.7	5.2	11.4	10.6	7.1
59年度	13.8	26.1	24.0	5.6	5.1	10.1	9.1	6.2
60年度	14.0	26.6	26.5	5.3	4.6	9.8	7.8	5.4
61年度	13.6	26.8	28.3	5.2	4.1	9.9	7.2	4.9
62年度	12.4	26.8	30.7	5.2	3.6	9.2	7.0	5.1
63年度	12.2	26.9	32.6	5.1	3.1	8.3	7.0	4.7
元年度	12.4	26.9	35.1	4.5	2.6	7.4	6.8	4.5
2年度	11.3	26.6	38.9	4.2	1.9	6.5	5.9	4.6
3年度	10.3	27.1	40.9	4.1	2.0	5.8	5.5	4.2
4年度	9.9	26.5	43.3	4.0	2.1	5.5	4.7	3.9
5年度	9.4	26.1	43.8	4.0	2.3	5.5	4.5	4.3
6年度	8.8	26.9	43.3	3.9	2.5	5.6	4.8	4.2
7年度	7.9	28.6	43.3	3.9	2.2	5.4	4.7	3.9
8年度	7.0	31.4	42.7	3.7	2.4	4.7	4.8	3.4
9年度	7.1	33.4	40.8	3.7	2.5	4.5	4.6	3.4
10年度	6.7	35.8	38.5	3.5	3.0	4.3	4.8	3.4
11年度	6.7	37.1	36.8	3.5	3.2	4.4	4.9	3.4
12年度	6.6	37.4	36.5	3.4	3.2	4.4	4.8	3.6
13年度	6.4	38.1	36.3	3.5	3.3	4.4	4.5	3.4
14年度	6.2	38.5	34.9	3.8	3.7	4.5	4.4	3.8
15年度	6.5	37.5	35.3	4.0	3.8	4.5	4.8	3.5
16年度	6.5	38.4	34.3	3.9	3.7	4.5	4.8	3.9
17年度	6.9	38.6	34.2	4.2	3.6	4.3	4.6	3.6
18年度	7.3	38.9	33.4	4.2	3.4	4.2	4.8	3.7
19年度	7.3	38.8	33.2	4.2	3.6	4.4	4.9	3.6
20年度	7.3	39.1	32.9	4.1	3.3	4.5	5.1	3.7
21年度	7.5	39.3	32.8	4.0	2.9	4.5	5.5	3.4
22年度	7.0	39.0	34.0	4.0	1.9	4.5	6.0	3.6
23年度	7.2	38.9	34.0	3.8	1.8	4.8	5.9	3.6
24年度	7.6	40.0	33.3	3.7	1.6	4.5	5.7	3.5
25年度	8.1	36.3	32.9	3.7	2.2	4.2	4.8	7.7
26年度	7.7	34.9	34.8	4.0	2.3	4.3	4.5	7.6
27年度	7.8	34.1	34.3	4.2	2.8	4.5	4.1	8.2
(注)亚成16年	F度までけんもく	こ高等学校を調査	5 亚成17年度	かたは国立宣笙	学校 亚成25年	使かたけ草笙 等	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	- 田本

出典: 平成27年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査

<参考1> 事由別中途退学者数の構成比の推移

(単位:%)

						(単位:%)		
	学業不振	学校生活·学 業不適応	進路変更	病気・けが・ 死亡	経済的理由	家庭の 事情	問題行動等	その他
57年度	19.1	19.2	17.8	6.2	5.4	9.1	12.4	10.8
58年度	14.8	23.4	21.8	5.7	5.2	11.4	10.6	7.1
59年度	13.8	26.1	24.0	5.6	5.1	10.1	9.1	6.2
60年度	14.0	26.6	26.5	5.3	4.6	9.8	7.8	5.4
61年度	13.6	26.8	28.3	5.2	4.1	9.9	7.2	4.9
62年度	12.4	26.8	30.7	5.2	3.6	9.2	7.0	5.1
63年度	12.2	26.9	32.6	5.1	3.1	8.3	7.0	4.7
元年度	12.4	26.9	35.1	4.5	2.6	7.4	6.8	4.5
2年度	11.3	26.6	38.9	4.2	1.9	6.5	5.9	4.6
3年度	10.3	27.1	40.9	4.1	2.0	5.8	5.5	4.2
4年度	9.9	26.5	43.3	4.0	2.1	5.5	4.7	3.9
5年度	9.4	26.1	43.8	4.0	2.3	5.5	4.5	4.3
6年度	8.8	26.9	43.3	3.9	2.5	5.6	4.8	4.2
7年度	7.9	28.6	43.3	3.9	2.2	5.4	4.7	3.9
8年度	7.0	31.4	42.7	3.7	2.4	4.7	4.8	3.4
9年度	7.1	33.4	40.8	3.7	2.5	4.5	4.6	3.4
10年度	6.7	35.8	38.5	3.5	3.0	4.3	4.8	3.4
11年度	6.7	37.1	36.8	3.5	3.2	4.4	4.9	3.4
12年度	6.6	37.4	36.5	3.4	3.2	4.4	4.8	3.6
13年度	6.4	38.1	36.3	3.5	3.3	4.4	4.5	3.4
14年度	6.2	38.5	34.9	3.8	3.7	4.5	4.4	3.8
15年度	6.5	37.5	35.3	4.0	3.8	4.5	4.8	3.5
16年度	6.5	38.4	34.3	3.9	3.7	4.5	4.8	3.9
17年度	6.9	38.6	34.2	4.2	3.6	4.3	4.6	3.6
18年度	7.3	38.9	33.4	4.2	3.4	4.2	4.8	3.7
19年度	7.3	38.8	33.2	4.2	3.6	4.4	4.9	3.6
20年度	7.3	39.1	32.9	4.1	3.3	4.5	5.1	3.7
21年度	7.5	39.3	32.8	4.0	2.9	4.5	5.5	3.4
22年度	7.0	39.0	34.0	4.0	1.9	4.5	6.0	3.6
23年度	7.2	38.9	34.0	3.8	1.8	4.8	5.9	3.6
24年度	7.6	40.0	33.3	3.7	1.6	4.5	5.7	3.5
25年度	8.1	36.3	32.9	3.7	2.2	4.2	4.8	7.7
26年度	7.7	34.9	34.8	4.0	2.3	4.3	4.5	7.6
27年度	7.8	34.1	34.3	4.2	2.8	4.5	4.1	8.2
(```) == 	l			からは国士宣佐	***			l

⁽注)平成16年度までは公私立高等学校を調査。平成17年度からは国立高等学校、平成25年度からは高等学校通信制課程も調査。

都道府県別•世帯別

平成27年度『高校生等奨学給付金』給付実績

	区分	人数	割合
(H27.7	校就学支援金対象生徒数 1.1現在の認定状況調査による新制度対象生徒 年生)数)	2,374,574人	
	生等奨学給付金対象者数 =度は1~2年生が対象)	303,800人	12.8%
	うち生活保護受給世帯	28,744人	1.2%
	うち非課税世帯	275,056人	11.6%

《参考》都道府県別給付実績

《多	考》都道府県別	引給付実績				
No.	都道府県名	生徒数(人)		給付者数(人)		給付割合
INU.		(A)	生活保護世帯	非課税世帯	合計(B)	(B)/(A)
1	北 海 道 青 森 県	100,263	3,113	13,223	16,336	16.3%
2	<u>青森県</u> 岩手県	25,285	312	4,851	5,163	20.4%
3	岩 手 県	24,288	187	3,908	4,095	16.9%
4	宮城県	43,218	417	6,228	6,645	15.4%
5	秋田県	17,870	182	3,024	3,206	17.9%
6	宮 城 県 取 田形 県 福 張 県 薬 城	21,302	75	2,664	2,739	12.9%
/	福島県	38,796	180	4,968	5,148	13.3%
8	茨 城 県	62,311	262	6,776	7,038	11.3%
9	栃上県	38,511	210	4,079	4,289	11.1%
10	群馬県	37,311	106	4,698	4,804	12.9%
11	<u>埼玉県</u> 千葉県	123,658	1,273	11,493	12,766	10.3%
12	千葉県	106,016	1,026	10,130	11,156	10.5%
13	群 馬玉葉京 東 奈 神 神	229,013	2,724	15,251	17,975	7.8%
14		144,240	1,982	11,265	13,247	9.2%
15	新潟県	42,928	252	3,165	3,417	8.0%
16	新 潟 県 富 山 県 石 川 県	19,67 <u>5</u> 22,725	20 75	1,626 2,257	1,646	8.4%
17 18	<u> </u>		37	2,257 1,489	2,332 1,526	10.3 <u>%</u> 9.5%
19	福井県 山梨県	15,995 17,997	44	1,469	1,326	9.5 <u>%</u> 10.3%
20	<u>山 梨 県</u> 長 野 県	42,042	111	4,865	4,976	10.3 <u>%</u> 11.8%
21	 	40,544	77	3,961	4,976	10.0%
22	<u>長野県</u> 岐阜県 静岡県	69,702	299	6,197	6,496	9.3%
23		141,876	779	13,313	14,092	9.5% 9.9%
24		36,520	211	3,523	3,734	10.2%
25	愛 知 県 三 重 県 滋 賀 県	27,330	190	2,898	3,088	11.3%
26	京都府	50,020	1,267	6,525	7,792	15.6%
27	大阪府	173,296	4,870	23,947	28,817	16.6%
28	兵 庫 県	102,196	1,727	12,473	14,200	13.9%
29	奈 良 県	29,381	280	3,172	3,452	11.7%
30	和歌山県	19,418	137	3,594	3,731	19.2%
31		10,971	89	1,577	1,666	15.2%
32	島根県	13,422	68	1,457	1,525	11.4%
33	鳥鬼県県島岡広島	37,647	373	4,567	4,940	13.1%
34	広島県	60,679	707	4,328	5,035	8.3%
35	山口県	25,607	174	3,193	3,367	13.1%
36	徳島県	13,689	161	1,976	2,137	15.6%
37	香川県	18,731	131	2,100	2,231	11.9%
38		27,187	214	4,235	4,449	16.4%
39	高知県	15,510		2,030	2,279	14.7%
40	<u>高知県</u> 福岡県	93,239		14,777	16,648	17.9%
41	佐 賀 県	17,305	57	2,994	3,051	17.6%
42	長 崎 県	28,256	501	4,825	5,326	18.8%
43	熊本県	34,391		6,062	6,422	18.7%
44	大 分 県	21,733		3,371	3,544	16.3%
45	宮崎県 鹿児島県	22,618	206	4,289	4,495	19.9%
46	鹿児島県	35,686		5,749	6,219	17.4%
47	<u>沖 縄 県</u>	34,176		10,156	10,671	31.2%
	計	2.374.574	28.744	275.056	303.800	12.8%

出典:平成28年度第1回都道府県私立学校主管部課長会議配布資料

全国知事会 要望 ~高校生等への修学支援関係~

高等学校等就学支援金制度については、低所得者に対する加算支給額、単位制高校進学者に対する支給制限、支給月数の制限、所得の判断基準の在り方等の問題を解決するため、制度の更なる拡充・見直しを図ること。

高等学校等修学支援事業については、事務費も含め、安定した財源の確保を図り、全額国庫負担により実施すること。特に低所得者層に対する奨学のための給付金制度については、第1子と第2子以降の支給額の差を解消するため、更なる見直しを行うこと。

また、上記の2つの制度の運用に当たっては、生徒・保護者の利便性と関係機関の事務手続簡素化の観点から、所得制限の基準や受給資格審査、支給方法などについて、適宜見直しを行うこと。

なお、マイナンバー制度を利用した就学支援金事務処理システムの 導入に当たっては、マイナンバー情報の入力を全国一律に都道府県が 処理する仕組みとせず、都道府県の実情に応じて各学校においても処 理できる仕組みを構築すること。

さらに、高校生等の修学機会の確保のため、都道府県による授業料 等減免事業への財政支援の拡充を行うとともに、私立小中学校の児童 生徒に対する経済的な支援策について、国において実施する実証事業 の結果を踏まえ、幅広く検討を行い、恒久的な制度化を図ること。